

令和4年度第1回山元町都市計画審議会議事録

1 議案 (有)安田工務店一般廃棄物処理施設の設置許可について

2 概要

(1) 日 時 令和4年4月27日(水) 午後4時～午後4時40分

(2) 場 所 山元町中央公民館2階 会議室

(3) 審議委員

(敬称略)

・早坂 正実 ・西内 和洋 ・加茂 輝夫(代理 目黒 健也) ・成田 建治
・伊達 睦雄 ・伊藤 貞悦 ・遠藤 龍之 ・岩佐 孝子 ・田辺 正行
・森 千賀子 ・佐藤 作智栄

(4) 事務局

・山元町建設課

課長 千葉 佳和

都市計画・住宅班 班長 八畝 智浩、主事 武藤 亮平

(5) 会議議事録

以下の通り

【会議議事録（進行：千葉課長）】

任命書交付

皆様、本日はご多用のところ、山元町都市計画審議会にご出席頂きありがとうございます。進行を務めさせていただきます、山元町建設課の千葉と申します。よろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、任命書の交付を行います。

あらかじめご連絡を差し上げていたところではございますが、任命書については、本来、任期の開始時となります令和2年11月1日に交付させていただくべきものでございます。

しかし、当時は新型コロナウイルスの第3波の猛威が迫っている状況下であったことから、「任期中に行われる最初の審議会開催に併せて任命書を交付する」こととしておりました。

本日は、審議内容が1件ございますことから、改めて就任される委員の皆様、並びに新たに就任される委員の皆様に任命書を交付いたします。

交付については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、皆様の机の上に置かせていただいておりますので、ご了承を賜りたいと存じます。

1 開会

それでは、ただいまから、山元町都市計画審議会を開催いたします。

2 委員紹介

委員改選に伴う初めての審議会となることから、委員の皆様の紹介をさせていただきます。お手元にご用意しております次第の裏面にあります座席表をご覧ください。

初めに学識経験のある委員である、再任の早坂正実委員でございます。再任の西内和洋委員でございます。次に、新任の加茂輝夫委員でございますが、本日は、亘理警察署長の加茂委員の代理として、目黒健也さまにご出席をいただいております。再任の成田建治委員でございます。再任の伊達睦雄委員でございます。

続きまして、町議会の議員といたしまして、再任の伊藤貞悦委員でございます。再任の遠藤龍之委員でございます。新任の岩佐孝子委員でございます。

住民を代表する委員といたしまして、再任の田辺正行委員でございます。新任の森千賀子委員でございます。再任の佐藤作智栄委員でございます。

最後に事務局の職員を紹介いたします。建設課、都市計画・住宅班、班長の八鍬智浩です。都市計画・住宅班の主事、武藤亮平です。

以上となります。皆様よろしくお願ひいたします。

3 都市計画審議会について

今回、新たに委員になられる方がおられることから、審議事項に入る前に、事務局より都市計画審議会について説明させていただきます。

(説明者：武藤主事)

はじめに都市計画審議会とは、地方自治体が都市計画を定めるにあたり、都市計画法に基づき、その案を調査・審議する機関でございます。

都市計画は、町の将来の姿を決めるものであり、かつ、土地に関する権利に制限を加えるものであるため、学識経験者や住民等からなる都市計画審議会を設置のうえ、都市計画を決める前にその案について調査・審議することとしております。

山元町では、昭和 56 年に山元町都市計画審議会条例が制定され、都市計画案の審議を行っております。

次に委員構成と任期です。学識経験のある者 5 名、町議会の議員 3 名、住民を代表する者 3 名の計 11 名で構成されております。

任期は 2 年とし再選できることとなっております。今回の任期は、令和 2 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までとなっております。

会長、会議につきましては、委員の互選により定めることになっており、審議会は会長が招集し、会長が議長となることになっております。

続いて、審議内容の例ですが、大きく6項目があり、かっこ内がこれまで審議した内容となっております。

用途地域の決定・変更は今のところ審議はございません。地区計画の決定・変更については新市街地に関する事、都市施設の決定・変更は都市計画下水道等に関する事、主要な公園の位置や規模については牛橋公園に関する事、都市計画の基本方針につきましては都市計画マスタープランとして審議をいただいております。そして、建築基準法第51条ただし書きについてご審議いただくものが今回の案件となっております。

4 審議事項

(1)会長の選出

それでは、審議に入らせていただきます。本日の会議の定足数でございますが、11名の委員の御出席をいただいております。定足数の6名を超えておりますので、山元町都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。初めに委員の改選がありましたことから、会長を選任していただきます。会長選出までの間、暫時、議長務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条、並びに山元町都市計画審議会条例第5条第1項において、会長は、「学識経験のある者につき任命された委員」のうちから、委員の互選により定めることとなっておりますが、この方法についてご意見等がございますでしょうか。

〔「なし」と発言するもの多数〕

無いようでしたら、はじめに自薦または他薦がありましたらお願いいたします。無い場合は、事務局より提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「なし」と発言するもの多数〕

それでは、事務局案として、前期までと同様、伊達委員に会長職をお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

〔多数の拍手〕

では、伊達会長、会長席の方にご移動をお願いし、就任のご挨拶をお願いいたします。

(伊達会長)

伊達でございます。よろしくお願いいたします。前回の審議を調べてみましたところ、平成30年11月でした。前回はマスタープランの作成についての審議でした。今回はマスタープラン完成後はじめての審議会となります。残任期があと半年でございますが、今回案件が出たということで審議してまいりたいと思います。皆様よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。続きまして、山元町都市計画審議会条例第5条第3項に基づき、会長の職務を代理する者を会長より指名いただきます。伊達会長よろしく願いいたします。

(伊達会長)

こちらも前回と同様、田辺委員よろしく願いいたします。

〔多数の拍手〕

それでは、田辺委員、就任のご挨拶をお願いいたします。

(田辺職務代理)

ただいま職務代理を仰せつかりました田辺と申します。よろしく願いいたします。

4 審議事項

(2)議案

これより、山元町都市計画審議会条例第6条第1項に基づき、伊達会長を議長として進めていただきます。では、伊達会長、進行をお願いいたします。

(伊達会長)

事務局からの報告に入らせていただく前に、今回の審議会を公開とするか非公開とするかについてですが、これまでは山元町情報公開条例第13条に基づき、公開することにより、自由率直な意見交換、提案等が阻害される恐れがないように、当分の間、非公開とすることとしておりました。今回の審議会も非公開といたたく、皆様、ご意いかがでしょうか。

〔「なし」と発言するもの多数〕

なお、議事録についてはホームページに掲載し、公開いたします。ご異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と発言するもの多数〕

それでは、皆様のお手元にある議案「有限会社安田工務店一般廃棄物処理施設の設置許可について」、事務局より説明をお願いいたします。

(説明者：八鍬班長)

はい、それでは私から説明させていただきます。10分ほどお時間をいただきます。あらかじめ県から“議案”として資料を受領しております、「特殊建築物の敷地の位置について」というものと、町が用意しました、別綴じの参考資料のふたつを使いながら説明をい

たします。

はじめに議案資料の表紙ですが、今回の審議については、建築基準法第 51 条ただし書きについて審議を行うものです。

ページをおめくりください。表内の施設名称は、有限会社安田工務店産業廃棄物中間処理施設となります。

建築主の住所氏名は記載のとおり、敷地は、山寺字白川の旧県道沿い、面積 4,038.39 m²です。

次に建築物の欄です。用途をこれまでの産業廃棄物中間処理施設に、一般廃棄物処理施設の用途を追加する「用途変更」が今回の審議内容となります。管理事務所の構造・規模等は変わらず、現在の施設をそのまま活用します。

処理施設の欄、処理内容及び能力ですが、品目として、これまで産業廃棄物処理施設として、許可を取得し受け入れている「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」また、「がれき類」について、産業廃棄物だけではなく、一般廃棄物としても受入れを行い、破砕により 1 日 400 t を処理するものです。処理したものは、再利用するなどして活用しております。

ここで、参考資料の 2 ページ目をご覧ください。一般廃棄物処理施設の設置における関係法令を整理したものです。表の赤枠にあるとおり、今回の審議箇所は、都市計画区域内、非線引き 3,000 m²以上となります。

山元町は、全域が都市計画区域に指定されており、都市計画法による市街化を推進する「市街化区域」と、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」の区域分割がない“非線引き区域”となっております。

今回の敷地面積は、4,000 m²強ありますので、3,000 m²以上となり、表にある 3 つの法令が関係してまいります。

それぞれの法令の概要を説明します。網掛け部①廃棄物処理法（第 8 条）ですが、これは、一般廃棄物処理施設の設置許可を得るものでして、安田工務店さんが県に申請を行うものです。この許可を得るためには、建築基準法第 51 条ただし書き許可を得る必要があります。

では、このただし書きとは何なのか、②に条文を記載しております。都市計画区域内においては、その他政令で定める処理施設、廃棄物処理施設はここに位置付けられます。について、都市計画においてその敷地が決定しているものでなければ、新築または増築してはならない。

次がただし書きとなります。赤文字ですが、ただし、市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りではない。とあります。今回はこの条文に基づく審議となります。

そのほか、上の表にあるとおり、都市計画法第 29 条の開発許可も関係してまいります。3 ページ目となりますが、今回の審議内容は、新たに土地を開発して施設を新設するものではなく、平成 29 年に許可を得て、現在営業している産業廃棄物処理施設に対して、「一般廃棄物処理施設」の機能を追加するものとなります。そのため、新たに事務所を増築する

わけでもなく、敷地を広げるものでもありません。そのことから、こちらは許可取得の必要がないものとなっております。

続いて、3の許可申請理由です。安田工務店さんでは、平成29年に産業廃棄物処理施設の設置許可を取得し、ガラス・コンクリート・陶磁器くずや、がれき類の破碎によるリサイクル事業を行っておりますが、昨年2月の地震の際、一般家庭から排出された災害廃棄物も受け入れてほしいといった要望が多く寄せられましたので、県に特例申請を行った上で処理したという経緯があります。

今回、「一般廃棄物処理施設」の設置許可を得ることができれば、常時一般家庭から廃棄物を受け入れられるだけでなく、災害時には特例申請なしで受け入れができるということから、申請を行うものであります。

ここで、産業廃棄物と一般廃棄物の区分が少しわかりづらいため、下に※印をいれております。産業廃棄物というのは、まずは製造業や建設業などの事業活動に伴って発生した廃棄物であることが条件です。

例えば、廃棄物の種類が、同じコンクリートくずだとしても、事業活動によって発生した場合は、「産業廃棄物」の扱い、事業活動によらないもの、例えば、一般家庭から出たものや、災害により発生した場合は、すべて「一般廃棄物」の扱いとなります。

最後に4ページ目の周辺環境です。議案資料の方に、A3判の位置図をご用意しておりますので併せてご覧ください。

はじめに①の立地条件です。県の方で許認可を出す際の内規に基づいて記載しております。立地場所は津波防災区域第1種となり、住宅の新築ができない地域となります。

敷地から100mの範囲に数軒の住宅がありますが、居住は1軒のみで他は空き家です。

また、周辺に教育施設や医療施設などもなく、前面道路が通学路に指定されていることもありません。

搬出入路の見通しもよく、かさ上げ県道の開通により、交通量はほとんど無い状況です。

②のこれまでに受けた苦情は特になし、また、③の周辺対策ですが、破碎機周辺と敷地全周を3mの高さの万能板で囲い、粉塵や騒音対策を行っています。

そのほか、保健所の指導により騒音計を用いて敷地境界4か所で測定を行い、保健所の現地確認の際には結果を開示しているというものです。

最後になりますが、現地写真をご用意しております。写真-1が施設外観、写真-2が産廃施設の設置許可表示板、写真-3は敷地内の管理事務所です。こちらは増築等はありません。写真-4は、施設内の表示板です。リサイクルの流れについて説明しております。写真-5が破碎機です。分別・下処理されたものを上から破碎機に投入し、ふるいにかけてながら直径40mm以下に碎きます。写真-6では40mm以下に碎けなかったものがベルトコンベアで元に戻ってきますので、再度投入を行うこととなります。なお、破碎機周辺には粉塵や騒音対策として高さ3mの万能板で囲われております。

写真-7は分別された鉄筋などの金属類です。これらは有価物として売却されます。写真-8は敷地内にある重機ですが、破碎機に投入できる大きさにあらかじめ砕くためのものです。写真-9は敷地内の状況、写真-10は処理前の瓦です。瓦も破碎機に投入され、チップ

として販売されます。写真-11,12 は、前面道路の見通しの状況です。南北とも見通しは良好で、路面の汚れは定期的に清掃されております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

(伊達会長)

ありがとうございました。事務局から説明がありましたが、皆様からご意見・ご質問をいただきたいと思います。挙手していただきますと私から指名させていただきます。

(遠藤委員)

処理量について、産廃に一般廃棄物を混ぜても一日 400 t は変わらないのか？

(八鍬班長)

許可が必要な処理量が 5 t となりますが、産廃施設としての許可を得て 400 t の処理を現在行っております。一般廃棄物を受け入れたとしてもこの処理量は変わりません。

(早坂委員)

構内の水質検査は行っているのか？

(八鍬班長)

水質検査については特に行っていないと思います。構内の排水については都市計画法で産廃処理施設として許可を得た際、適切な指導がなされていると思われるため問題ないと思われれます。また、今回の申請で排水関係を改良するものでもありません。

(早坂委員)

貯水槽などを設けて排水しているのか？コンクリートのアルカリ分流出などがあると思われる。

(八鍬班長)

通常コンクリートですと、六価クロムなどの有害物質が排出されるという恐れがあると思いますが、破碎されたコンクリート類はほぼ全量リサイクルされ場外に運搬されています。ここからさらに最終処分場に搬出することはありません。粉塵などが雨などで溶け出して一緒に排水に流れることは考えられますが、現地を確認した際には、構内の清掃活動がしっかりと行われていることを確認しており、十分に配慮されているといった印象を受けました。

(目黒代理)

一般廃棄物を受け入れることで車の通行量が増える見込みはあるのか？

(八鍬班長)

特に災害が発生した場合には、一般車両が搬入することになりますので交通量が一時的に増える可能性は考えられます。一方で、災害などの規模の場合には、この施設内に一般

車両が常時来るような状況ですと、施設側が受け入れられなくなってしまう場合があります。そのため、別に仮置き場を設けてそこに搬入していくのではないかと考えています。そういう意味では仮置き場の方に交通が集中することはあると思います。

(成田委員)

位置図について、Google マップ等で見てみると道路状況や周辺の土地用途が変わっていると思われます。これは問題ないのでしょうか？

(八鍬班長)

この議案資料は、申請者が県に提出し、県から町に下りてきた資料になります。町では大きく手を加えているものではないのですが、ご指摘のとおり、県道のかさ上げ部分などが反映されていないと思われますので、改めて県に確認をして最終的には差し替えなどを申請者に打診してみたいと思います。

(伊達会長)

施設内で処理する量も変わらない、受け入れる廃棄物の種類も変わらない。ただ、名目が事業活動によるものか、一般住民からも受け入れるのかといった違いのようです。質疑はほかにないでしょうか。

質疑は出尽くしたようです。それでは、本議案について、原案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか？

〔「意義なし」と発言するもの多数〕

(伊達会長)

では、本議案については原案のとおり承認することといたします。ありがとうございました。

(千葉課長)

ありがとうございました。次第のその他について、皆様から何かございましたらお願いいたします。

無いようですので、次回の開催日程につきましては、現時点では未定ですが、諮問する議案に係る各種調整や事業実施時期などを考慮いたしまして、日程が決まり次第、早めに御連絡をさせていただきたいと思います。

なお、任期が本年10月31日までとなりますことから、残り6か月ほどとなっております。委員の再任等について、任期が近くなりましたら、ご相談させていただきますので、その際にはよろしくお願いいたします。

6 閉会

それでは、長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもって、本日の都市計画審議会を終了いたします。

以上